

第1編 総論

第1章 計画の目的、香川県の責務、構成等

第2章 国民保護措置に関する香川県の基本方針

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

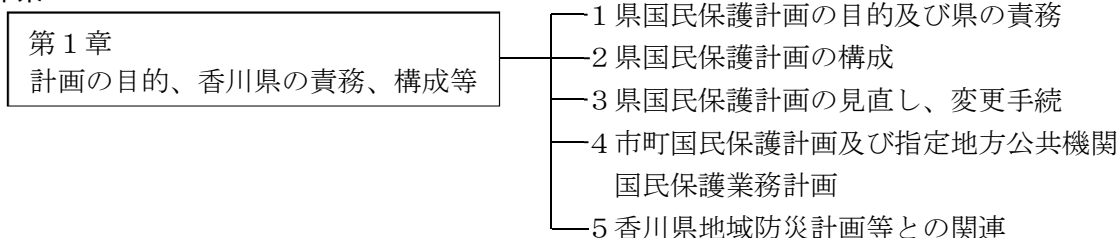
第4章 香川県の地域特性が国民保護に及ぼす影響

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

第1章 計画の目的、香川県の責務、構成等

香川県（以下「県」という。）は、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）の目的及び県の責務を明らかにするとともに、構成等について定める。

計画の体系



1 県国民保護計画の目的及び県の責務

(1) 県国民保護計画の目的

本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。）第34条第1項の規定に基づき、香川県知事（以下「知事」という。）が作成する計画であり、県が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に関する必要な事項を定め、もって、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、県の地域に係る武力攻撃事態、緊急対処事態等から国民の生命、身体及び財産を守るとともに、武力攻撃に伴う被害を最小化することを目的とする。

(2) 県の責務

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(3) 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第34条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ・ 県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- ・ 県が実施する国民の保護のための措置に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ・ 市町の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- ・ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- ・ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ・ その他、知事が必要と認める事項

2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 県国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、香川県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、県国民保護協議会への諮問及び内閣総理大臣への協議は不要）。

4 市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町の国民の保護に関する計画（以下「市町国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

5 香川県地域防災計画等との関連

この計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであり、香川県地域防災計画（一般対策編、地震対策編、津波対策編）（以下「県地域防災計画」という。）や香川県石油コンビナート等防災計画（以下「県コンビナート防災計画」という。）は別の法体系による計画である。

他の計画等の活用については、次章の基本方針に定める。

第2章 国民保護措置に関する香川県の基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとし、その要請に当たって強制にわたらないよう留意する。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、県は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性への配慮

本県には、第4章において詳述するように、計画策定に当たって配慮すべき様々な地域特性が存在する。

たとえば、坂出市の番の州地区は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域に指定され、石油、高圧ガス等のコンビナートが立地している。

また、善通寺市には陸上自衛隊善通寺駐屯地があり、四国4県を担当する陸上自衛隊第14旅団が司令部を置いている。

また、瀬戸内には、小豆島をはじめ、直島諸島、塩飽諸島、伊吹島等の110余の島が存在する。そのうち有人の島は24あり、全島民数は31,510人で全県人口の約3.3%となっている。

さらに、県都高松に整備されたサンポート高松は、海陸交通のターミナル機能、高度な都市機能、業務能力、コンベンション機能の集中化を図って整備され、同時に、島嶼部（小豆島、直島、女木島、男木島、大島、豊島等）へ向け定期船が運航されるなど離島等との重要な連絡拠点ともなっている。

このほか、瀬戸大橋や香川用水、多くのため池など、様々な地域特性があることから、県は、国民保護措置の実施に当たり、これらの地域特性に十分に配慮する。

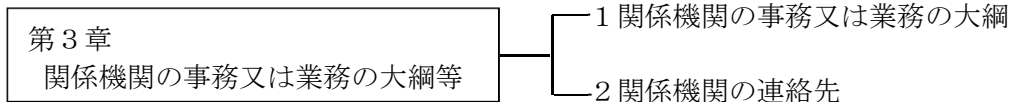
(10) 県地域防災計画等の活用

県は、国民保護措置が、現有の県地域防災計画、県コンビナート防災計画及び香川県の危機管理体制（以下「県危機管理体制」という。）における自然災害、事故災害への対応と共通した事項が多いことから、これらの計画等に基づく取り組みの蓄積を活用するよう努める。

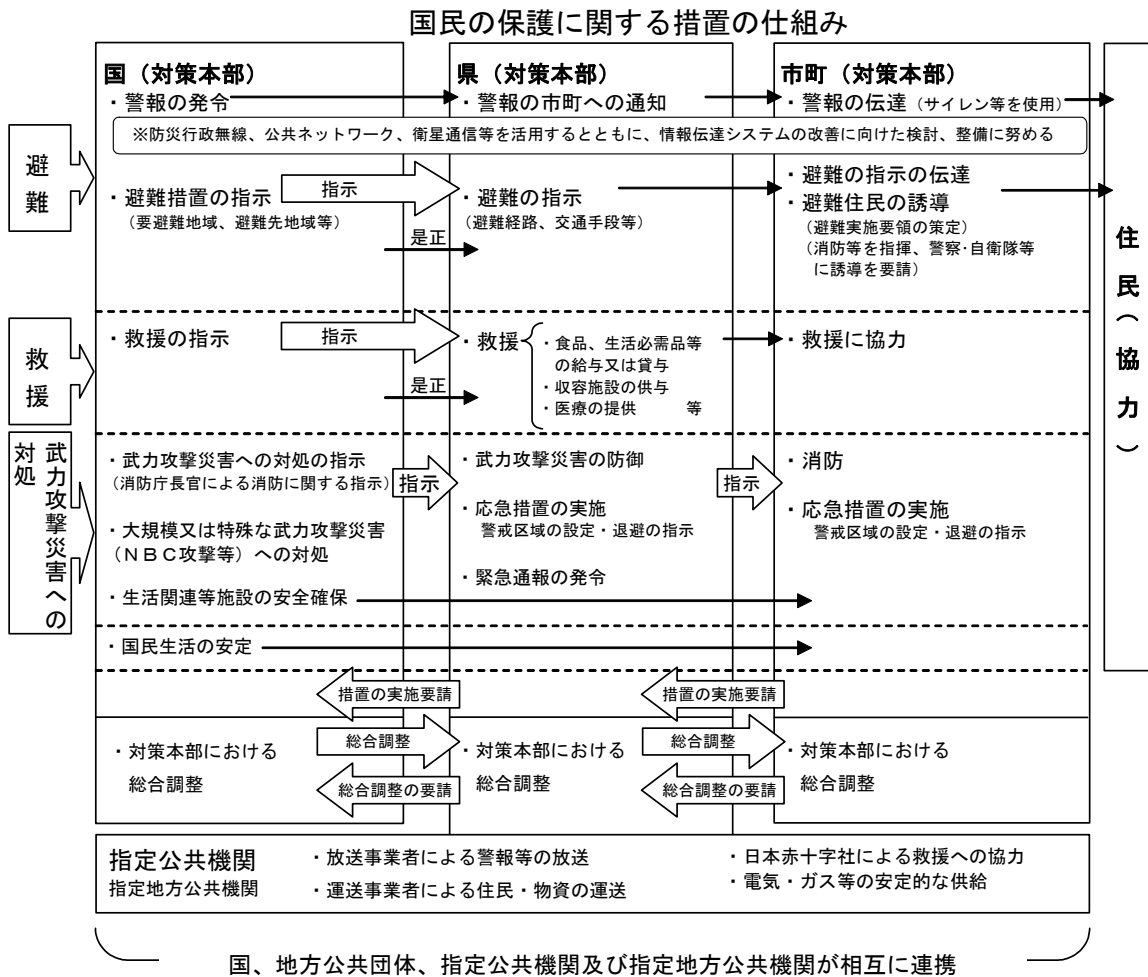
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握し、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

計画の体系



国、県、市町等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

県の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成に関すること 2 国民保護協議会の設置、運営に関すること 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営に関すること 4 組織の整備、訓練に関すること 5 警報の通知に関すること 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施に関すること 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施に関すること 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関すること 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施に関すること 10 交通規制の実施に関すること 11 水道水の供給確保に関すること 12 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施に関すること

市町の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市町	1 国民保護計画の作成に関すること 2 国民保護協議会の設置、運営に関すること 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営に関すること 4 組織の整備、訓練に関すること 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施に関すること 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施に関すること 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関すること 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施に関すること 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置に関すること

指定地方行政機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
警察庁 中国四国管区警察局 (四国警察支局)	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整に関すること 2 他管区警察局との連携に関すること 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること
防衛省 中国四国防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
総務省 四国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整に関すること 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保に関すること 4 非常通信協議会の指導育成に関すること
財務省 四国財務局	1 地方公共団体に対する復旧に要する資金の融資に関すること 2 金融機関に対する金融上の措置の要請に関すること 3 国有財産の無償貸付等に関すること 4 武力攻撃災害の復旧に係る財政上の措置に関すること
神戸税関 (坂出税関支署)	1 輸入物資の通関手続きに関すること
厚生労働省 四国厚生支局	1 救援等に係る情報の収集及び提供に関すること
厚生労働省 香川労働局	1 被災者の雇用対策に関すること
農林水産省 中国四国農政局 (香川県拠点)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保に関すること 2 農業関連施設の応急復旧に関すること
農林水産省 四国森林管理局 (香川森林管理事務所)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給に関すること
経済産業省 四国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
経済産業省 中国四国産業保安監督部 (四国支部)	1 電気・ガス事業に関する災害復旧、二次災害防止のための指導・監督に関すること 2 鉱山における災害復旧、二次災害防止のための指導・監督に関すること 3 危険物等の保全に関すること
国土交通省 四国地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧に関すること 2 港湾施設の使用に関する連絡調整に関すること 3 港湾施設の応急復旧に関すること 4 所管施設利用者への情報提供に関すること
国土交通省 四国運輸局	1 運送事業者への連絡調整に関すること 2 運送施設及び車両の安全保安に関すること
国土交通省 大阪航空局 (高松空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整に関すること 2 航空機の航行の安全確保に関すること

気象庁 大阪管区气象台 (高松地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供に関すること
海上保安庁 第六管区海上保安本部 (高松海上保安部、坂出海上保安署、小豆島海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達に関すること 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保に関すること 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等に関すること 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示に関すること 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に関すること
環境省 中国四国地方環境事務所 (四国事務所)	1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達に関すること

指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送に関すること
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送に関すること 2 旅客及び貨物の運送の確保に関すること
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力に関すること 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱いに関すること
電気事業者	1 電気の安定的な供給に関すること
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給に関すること
病院その他の医療機関	1 医療の確保に関すること
道路管理者	1 管理区間内の道路管理に関すること
日本赤十字社	1 救援への協力に関すること 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答に関すること
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
独立行政法人水資源機構	1 香川用水施設の応急復旧に関すること

2 関係機関の連絡先

各関係機関の連絡先を示す。

なお、事態対策本部（以下「国の対策本部」という）及び指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で別途示される。

また、関係機関等の連絡先については、県国民保護計画とは別個に、一覧性を持った資料として保有する。

資料編資料1-1：指定行政機関

資料編資料1-2：国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）

資料編資料1-3：関係指定公共機関

資料編資料1-4：指定地方公共機関

資料編資料1-5：県支部（出先機関）

資料編資料1-6：市町機関（教育委員会を含む）

資料編資料1-7：消防機関

資料編資料1-8：警察機関

資料編資料1-9：その他の機関

第4章 香川県の地域特性が国民保護に及ぼす影響

県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等を以下に示す。

(なお、人口分布等については、令和2年国勢調査結果に基づいて記載するものとし、行政区域は、人口等の調査結果時点での記載とした。)

(1) 地形

本県は、四国の北東部に位置しており、地形は半月形で南に讃岐山脈が連なり、これより北に向かってゆるやかに傾斜し讃岐平野が展開している。北は瀬戸内海に面しており、海岸線の総延長は約700kmで、小豆島をはじめ、塩飽諸島や直島諸島等110余の島が存在する。

また、面積は約1,876km²であり、47都道府県中最も小さく、平地と山地はおよそ同じ面積である。北側では瀬戸内海を挟み瀬戸大橋で岡山県と接しており、東及び南では徳島県、西では愛媛県に接している。

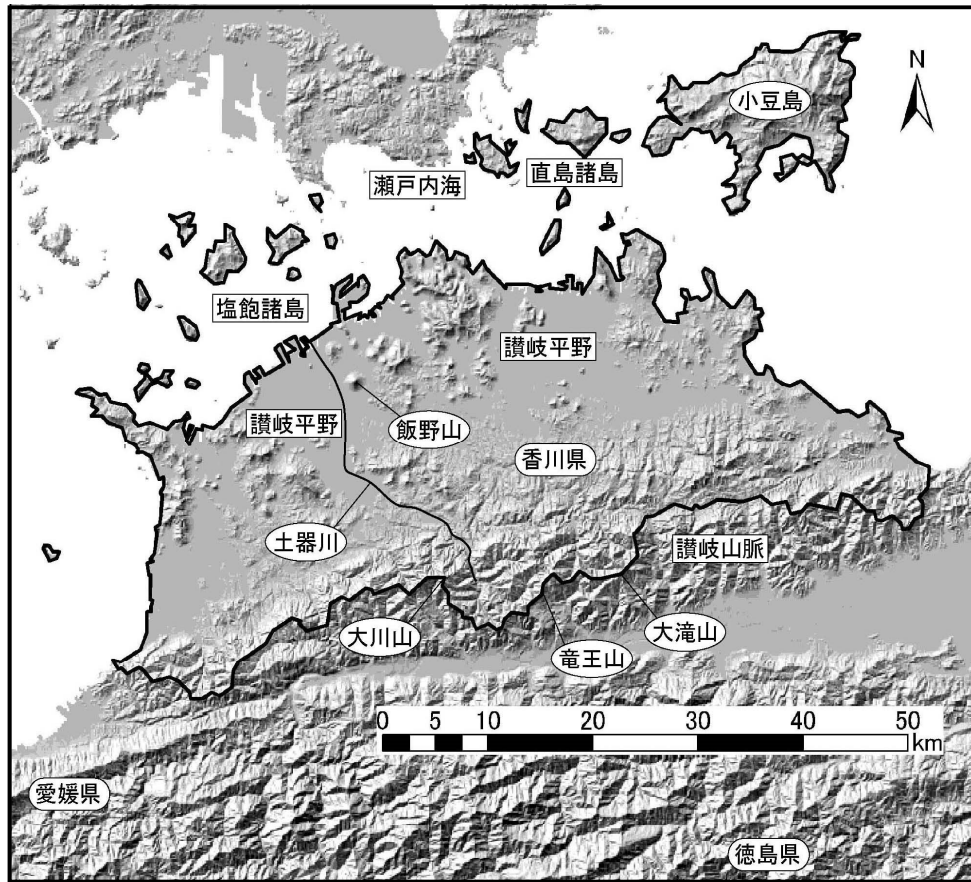
讃岐山脈は、標高500～1,000mの山々が東西方向に尾根を連ねている。最も高い山は竜王山で1,059.9m、次いで大川山(1,042.9m)、大滝山(946.0m)である。讃岐山脈の北側には、標高100～400mの丘陵地が東西に延びている。

北部に広がる讃岐平野は、おもに大川・高松・丸亀・三豊の4平野からなる。讃岐平野独特の景観として有名なのは、平野に突き出す円錐状の山塊群である。「讃岐富士」の名で知られる飯野山をはじめ、標高200～800mの台地状や円錐状の孤峰が多数見られる。

県を流れる河川数は一級河川が16河川、二級河川が275河川、準用河川が116河川あり、このうち一級河川土器川水系の指定区間については国が、その他の一級河川及び二級河川は県が管理している。また、準用河川及び法適用外の普通河川については、市町が管理している。河川のほとんどは讃岐山脈を水源とし、山間部では急勾配で流れ、平野部では天井川となって扇状地を形成し、瀬戸内海に流れ込んでいる。しかし、いずれの河川も流路延長が短く、雨量も少ないことから、川幅は狭く水量も乏しい。

県は、国民保護措置を実施する場合、瀬戸内海に点在する離島や県南部の山間部では、避難手段等が限定されるため、平素から船舶やバス等を有する関係機関等との連携に努め、全住民避難を視野に入れた体制の整備に留意する必要がある。

香川県の地形



(2) 気候

本県の気候は、瀬戸内海地域の特徴をよく現しており、気候が温暖で、降水量が少ない。高松における年平均気温の平年値は16.7℃、年降水量の平年値は1,150.1mmである。

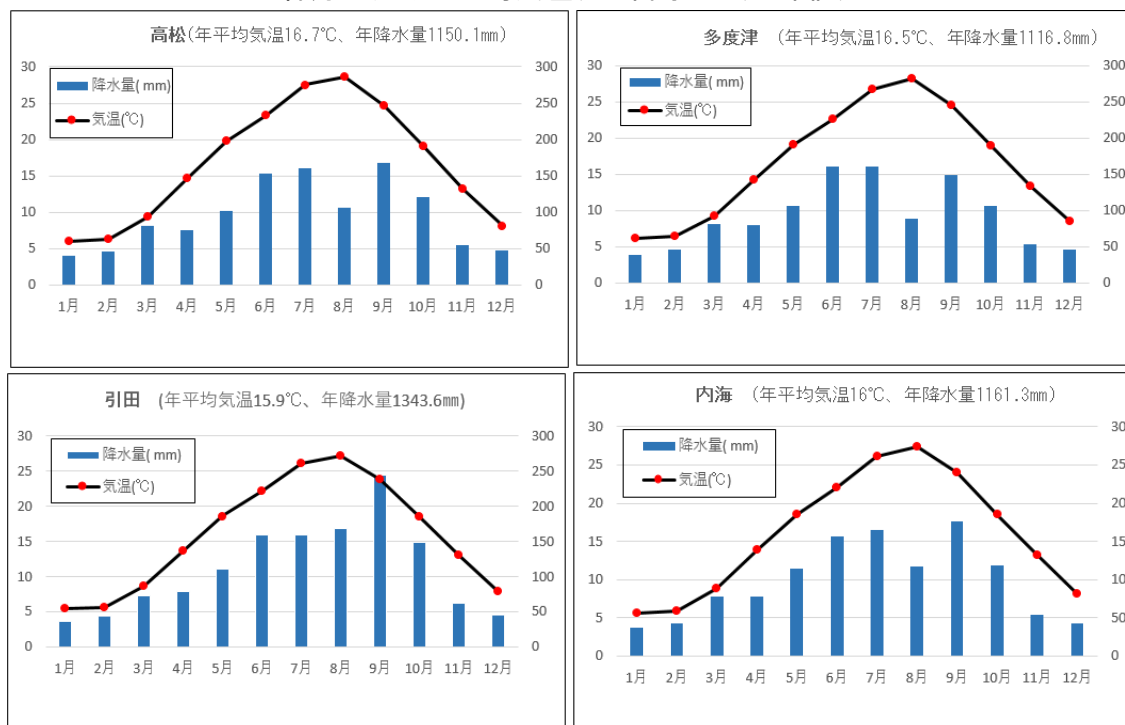
月降水量の平年値は、高松において9月、7月、6月の順に多く、主に梅雨と台風に伴う降雨である。一方、8月の月降水量の平年値は106.0mmであり、梅雨時期の降水量が少ない場合、夏場において渇水になるおそれがある。

高松地方気象台の5カ年の風向を見ると、秋には南西～西南西の風が多く吹き、冬には、西風が多い。春と夏は、東北東、西南西、北北西～北の3方向からの風が多いことがわかる。

また、主に春から梅雨期にかけては濃霧が発生し、フェリーなどの海上交通や航空機の運航に支障をきたすことがある。

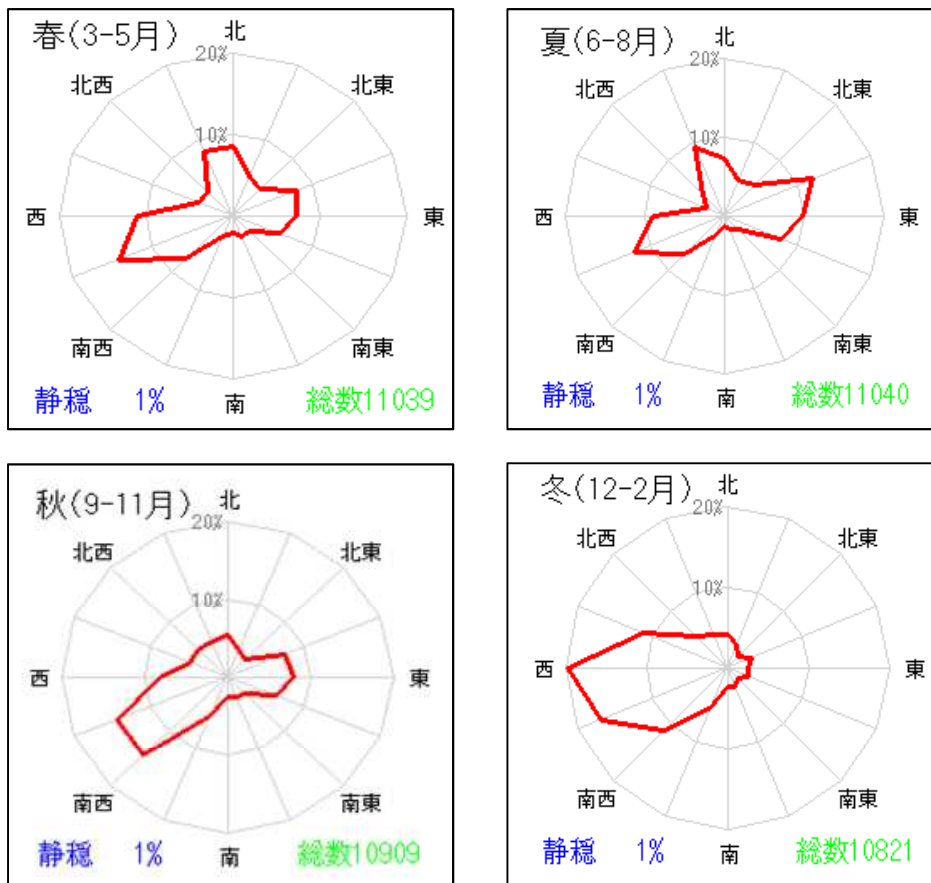
県は、武力攻撃事態等において、救援等の国民保護措置を円滑に行うため、気象情報などの収集及び飲料水等の安定的供給体制等を整備することが必要である。

各月における平均気温及び降水量（平年値）



高松地方気象台の平成3年から令和2年までの30カ年の資料より作成。

高松地方気象台の風向出現率（高松市：平成29年～令和3年）



(3) 人口分布

本県の人口は、令和2年10月1日現在、950,244人（男性459,197人、女性491,047人）である。

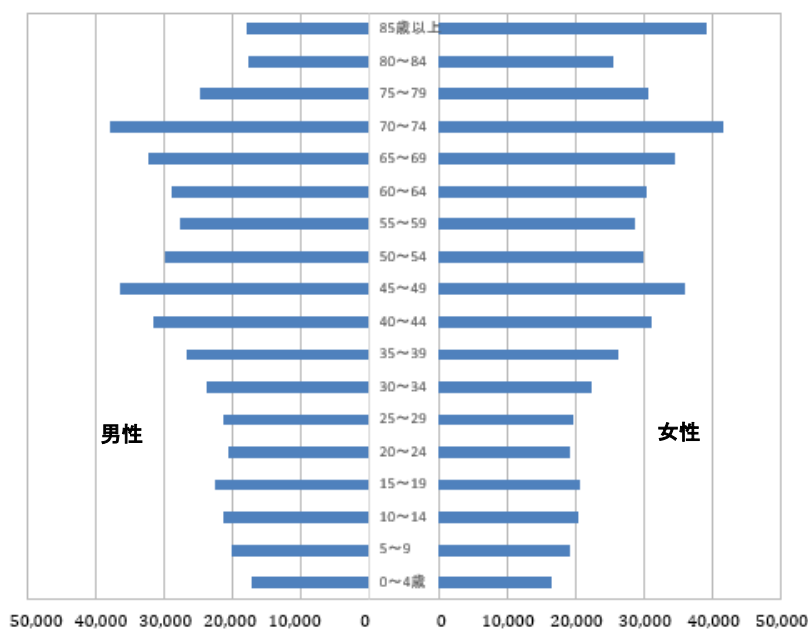
県の人口分布は、主に瀬戸内側沿岸部及び平野部に点在する都市部に集中しており、特に県中央部に位置する高松市が417,496人（県人口の43.9%）と集中しており、以下、丸亀市が109,513人（同11.5%）、三豊市が61,857人（同6.5%）、観音寺市が57,438人（同6.0%）と続く。

県内の世代別人口は、15歳未満の人口が県人口に占める割合は12.1%、15～64歳が56.2%、65歳以上が31.8%である。本県における65歳以上の高齢化率は、全国平均の28.6%と比べ、3.2%高い。

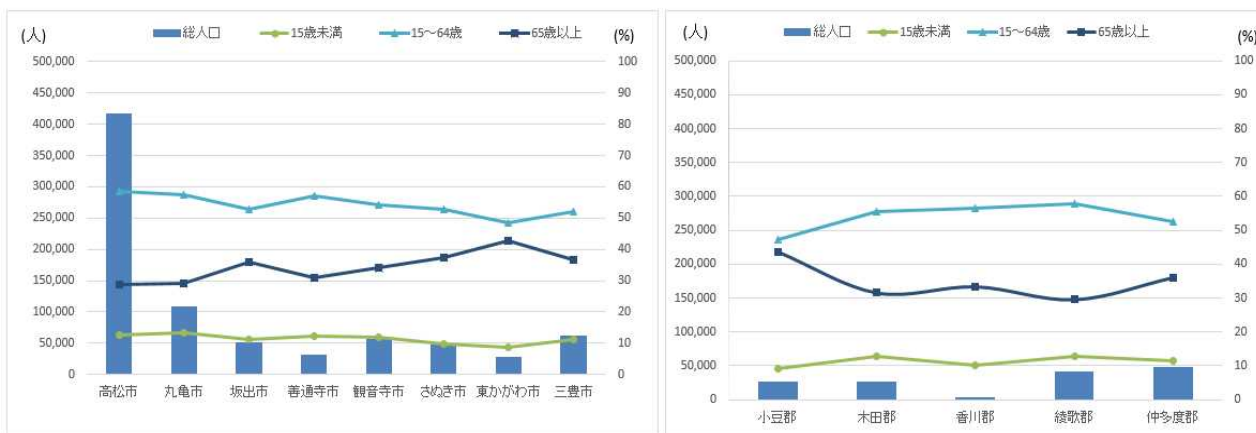
市部と郡部の世代別割合を比較すると、市部では、15歳未満の人口が市部の人口に占める割合は12.2%、15～64歳が56.6%、65歳以上が31.3%であるのに対し、郡部では、15歳未満が11.6%、15～64歳が53.7%、65歳以上が34.7%であった。このことから、郡部では、65歳以上の高齢化率が県平均と比較して2.9%高く、全国平均と比較して6.1%高い。

県は、武力攻撃事態等において、人的被害を最小限にするために、平素における山間部や島嶼部の高齢者等の避難誘導の在り方、都市部における国民の避難誘導の在り方等を十分に検討する必要がある。

男女別、年齢別（5歳階級）人口構成（令和2年10月1日現在）



市部、郡部における人口及び年齢（3区分）別人口割合（令和2年10月1日現在）



(4) 離島

本県では、小豆島をはじめ、直島諸島、塩飽諸島、伊吹島等の110余の島が存在する。そのうち有人の島は24あり、全島民数は31,510人で全県人口の3.3%となっている。

これら島々と四国及び本州と離島を結ぶ定期航路は、小豆島では、坂手港、草壁港(休止中)、池田港、土庄港等から高松港への定期便があり、その他豊島等の直島諸島、岡山県、兵庫県への定期便がある。直島諸島では、高松港と豊島、直島、女木島、男木島等との定期便があり、その他小豆島、岡山県への定期便がある。塩飽諸島では、丸亀港、多度津港、宮ノ下港、須田港より塩飽諸島の本島、牛島、広島、手島、小手島、高見島、佐柳島、志々島、栗島への定期便があり、その他岡山県(本州及び笠岡諸島)への定期便もある。伊吹島では、観音寺港との定期便がある。

これら離島において、武力攻撃事態等が行われた場合には、島民が孤立するとともに多数の人的被害をもたらすことが想定されるため、平素より基礎情報を収集し、全島避難の効率的な運搬が行えるよう検討する必要がある。

	島名	人口 (R2. 10. 1現在)	市町行政区域
1	小豆島	25,881	土庄町 小豆島町
2	小豊島	9	土庄町
3	豊島	768	
4	沖之島	58	
5	直島	3,071	直島町
6	屏風島	20	
7	向島	12	
8	大島	53	高松市
9	男木島	132	
10	女木島	125	
11	櫃石島	151	坂出市
12	岩黒島	55	
13	与島	65	
14	小与島	2	
15	本島	292	丸亀市
16	牛島	8	
17	広島	170	
18	手島	22	
19	小手島	38	
20	佐柳島	57	多度津町
21	高見島	25	三豊市
22	栗島	154	
23	志々島	19	観音寺市
24	伊吹島	323	

(5) 道路の位置等

本県の道路は、高松自動車道（四国横断自動車道・高松東道路）、本州四国連絡道路（瀬戸中央自動車道）、一般国道、県道、市町道などがあり、道路の総数は21,780路線で、実延長は10,376.9kmとなっている。

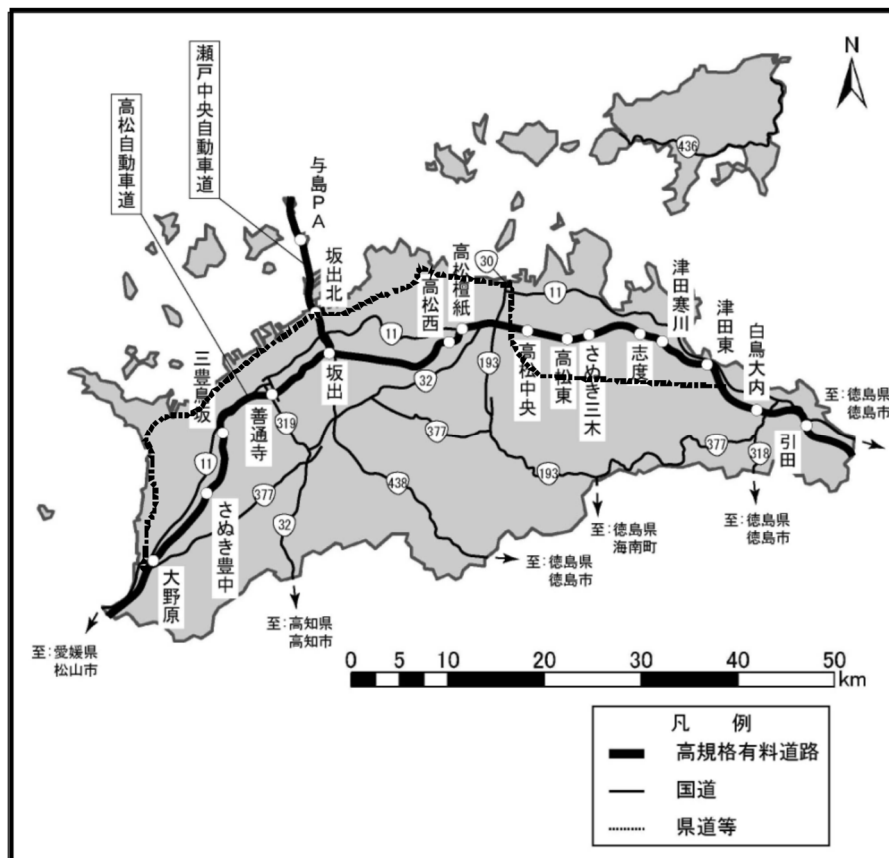
主要な道路としては、坂出市と、本州側の岡山県倉敷市を結ぶ長大橋である瀬戸大橋（瀬戸中央自動車道）を中心として、県を東西に結ぶ高松自動車道（四国横断自動車道・高松東道路）が根幹交通網となる。このうち、本州四国連絡道路（瀬戸中央自動車道）は、延長15.7kmの高規格幹線道路であり、四国と本州を結ぶ主要路線として、重要な役割を担っている。また、高松自動車道（四国横断自動車道・高松東道路）は、徳島県鳴門市から香川県を經由して愛媛県四国中央市へ至る高速道路であり、徳島県、愛媛県の両県を結ぶ重要な路線となっている。

一般国道は、県内には4路線の国管理国道（187.3km、（実延長、令和3年4月1日現在、以下同様））と5路線の県管理国道（167.7km）が存在する。主要な路線としては、東西に横断する国道11号、南北に縦断する国道32号等が挙げられる。

主要地方道・一般県道は、46路線の主要地方道（681.3km）と145路線の一般県道（928.2km）があり、一般国道を補完する地域幹線道路網として機能している。

県南部の市町間の交通が地形条件の制約から特定の国道・県道に限定されているため、県は、国民保護措置を実施する場合、緊急物資の運送や救援等の実施にあたり、平素から関係機関等との連携協力に努め、輸送体制を整備する必要がある。

県内の幹線道路図



(6) 鉄道、空港、港湾の位置等

本県内に鉄道路線を保有する事業者は、四国旅客鉄道株式会社及び高松琴平電気鉄道株式会社である。

四国旅客鉄道株式会社は、倉敷市の児島駅から瀬戸大橋を經由し、宇多津駅に至る本四備讃線（通称瀬戸大橋線）、高松駅から徳島駅まで至る高德線、多度津駅から琴平駅等を經由し窪川駅へ至る土讃線、高松駅から丸亀駅等を經由し宇和島駅へ至る予讃線の合計4路線が存在する。

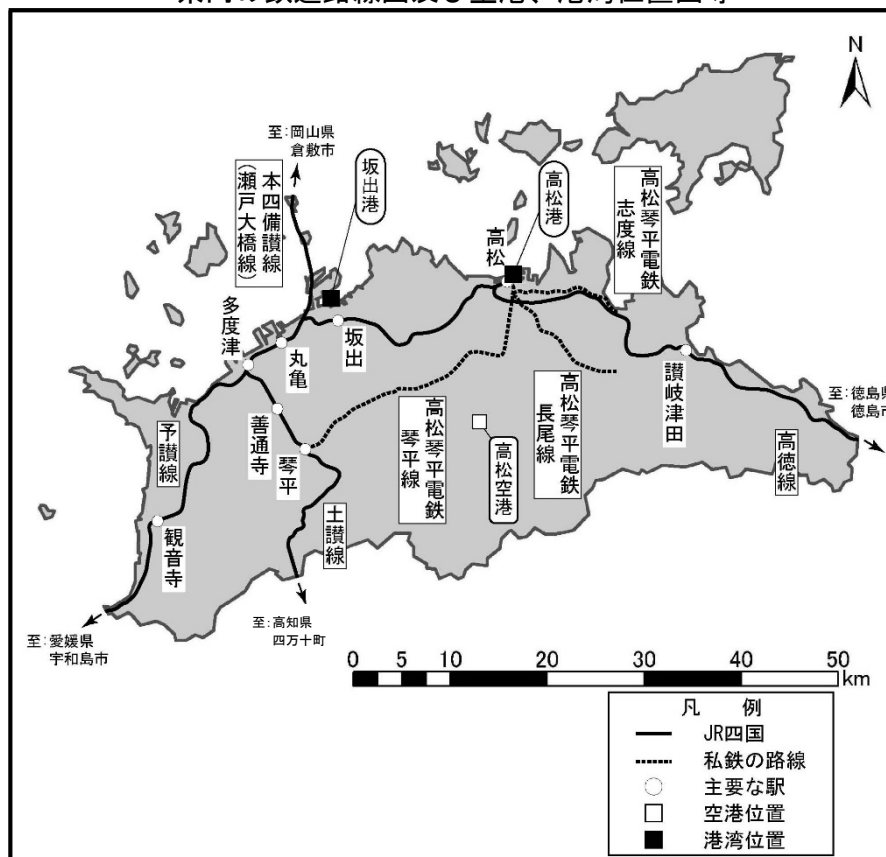
また、高松琴平電気鉄道株式会社は、高松市の高松築港駅と琴平町の琴電琴平駅を結ぶ琴平線、高松市の瓦町駅とさぬき市の琴電志度駅とを結ぶ志度線、高松市の高松築港駅とさぬき市の長尾駅とを結ぶ長尾線の合計3路線が存在する。

空港は、高松市街地から約15km南に高松空港があり、面積は約154ha、大型機、中型機用に6スポットを有する拠点空港（国管理空港）である。就航路線としては、国内線は羽田、成田及び那覇との定期便が就航しており、国際線は韓国ソウル、中国上海、台湾台北との定期便が就航している。

港湾は、重要港湾として高松港、坂出港の2箇所が指定されており、地方港湾は、三本松港、丸亀港、詫間港等瀬戸内海に合計65箇所存在する。港湾は東西に渡り広く存在する。

上記より、本県の鉄道網、空港網、港湾等の航路網は、人口の集中している沿岸部を中心に発達している。このため、多様な交通網の効率的な活用を考慮した緊急物資の輸送、救援等の検討を行う必要がある。

県内の鉄道路線図及び空港、港湾位置図等



(7) 自衛隊施設等

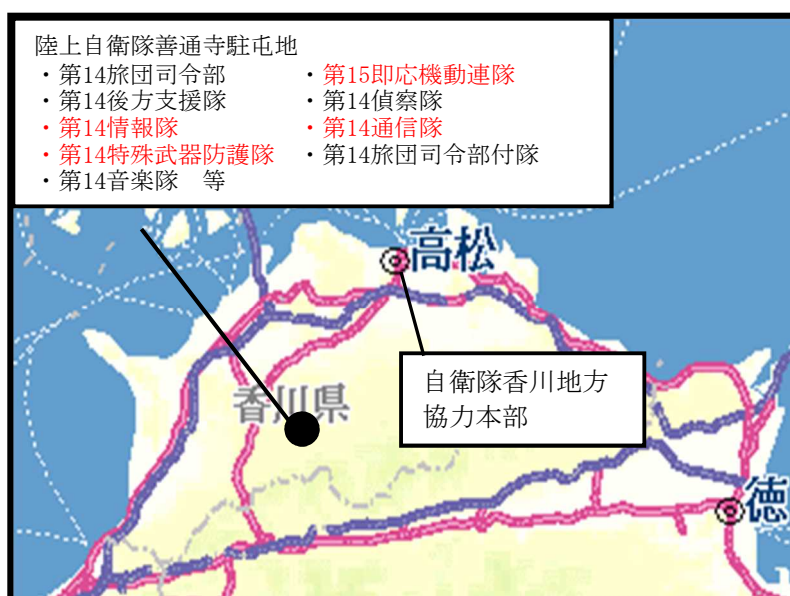
本県内の自衛隊施設は、高松市にある自衛隊香川地方協力本部及び善通寺市にある陸上自衛隊善通寺駐屯地である。

自衛隊香川地方協力本部は、県（公共機関）及び部隊等との連絡・調整、情報の収集・伝達を担当する。

善通寺駐屯地は、四国四県の防衛・警備等を担当している陸上自衛隊第14旅団の司令部が駐屯している。その他、善通寺駐屯地には、第15即応機動連隊、第14後方支援隊、第14偵察隊、第14情報隊、第14通信隊、第14特殊武器防護隊、第14旅団司令部付隊、第14音楽隊等が駐屯している。

武力攻撃事態等においては、敵の侵害排除での部隊移動等が必要となるため、施設周辺の住民の避難路との競合が想定されるが、県は、国と十分連携をとりながら、住民保護の観点に立って、避難が円滑に行えるよう配慮する必要がある。

自衛隊施設位置図



(8) 石油コンビナート等特別防災区域

本県には、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域に指定された番の州地区特別防災区域が存在する。

この地区は、坂出市の北方海域、坂出市と旧沙弥島、旧瀬居島との間に埋立造成された臨海工業地帯であり、区域総面積4,358,922m²（H28年以降変更なし）、3つの第一種事業所と2つの第二種事業所から構成されている。石油コンビナート等特別防災区域には、約265万kLの石油、約4,920万Nm³/Dの高圧ガス等が貯蔵（石油、高圧ガス等の貯蔵数値は、令和4年4月1日時点）、取扱されている。

石油コンビナート等特別防災区域は、武力攻撃事態等により、重大な災害が発生する恐れがあるため、平素から安全対策等の管理、未然防止、訓練等を実施する必要がある。

(9) 香川用水、ため池、ダム

本県は、年平均降水量が全国平均と比べ約3分の2と少なく、また、県内を流れる河川も流域が小さい上に、流路延長も短く急流であるため、通常は河道に流水を見ないことも多い。そのため、水源確保対策として、古くより多くのため池やダムが築かれるとともに、昭和49年には香川用水の通水が開始された。

香川用水は、吉野川上流に建設された早明浦ダム（新規開発水量年間8億6,300万 m^3 ）を水源とし、その下流の池田ダムより取水し、讃岐山脈を貫く8kmの導水トンネルで県内へ導き、幹線水路により県内各地域へ配水している。昭和49年5月30日より供用開始され、年間供給計画水量は2億4,700万 m^3 である。

その総延長は約106kmであり、上流部の約47kmの区間では、農業用水、水道用水、工業用水が送水され、残りの延長約59kmの区間では農業用水専用として送水されている。用水別の年間供給計画水量は、農業用水（1億500万 m^3 、42.5%）、水道用水（1億2,210万 m^3 、49.4%）、工業用水（1,990万 m^3 、8.1%）である。

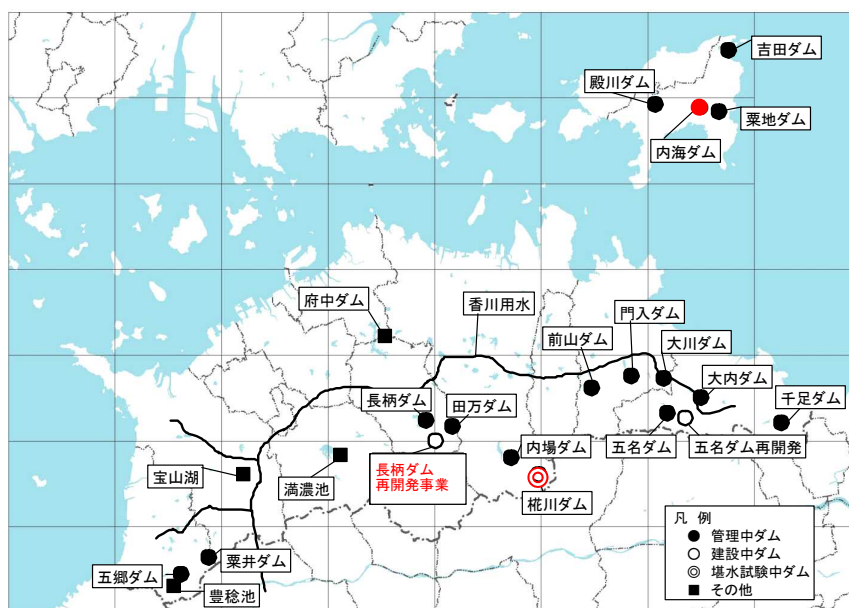
また、平成21年3月には、渇水時や緊急時の水道用水の確保を目的とする香川用水調整池「宝山湖」が完成した。

ため池は12,269箇所あり、数では兵庫県、広島県に次いで全国第3位、密度では全国第1位である。県内の農業用水の約5割はため池に依存し、貴重な水源となっている。代表的なため池として、満濃池、豊稔池等がある。

県内のダムは、管理中が15ダム（多目的10ダム、治水5ダム）、試験湛水中が1ダム（栂川ダム）あり、その他のダムとしては、府中ダム（工水）がある。

県は、武力攻撃事態等において、香川用水施設、ため池、ダムが破壊された場合には、破壊による直接被害のみならず、浸水、水資源の枯渇等による二次的被害をもたらすため、これら施設における警戒を強めるとともに、飲料水等の安定的供給の体制を整備することが必要である。

香川用水及びダム施設の位置図



(10) 瀬戸大橋

本県には、坂出市と本州側の岡山県倉敷市を結ぶ長大橋である瀬戸大橋が存在する。瀬戸大橋の令和3年度における日平均交通量は18,851台であり、JR瀬戸大橋線や高速バスなどの利用も含め、人の流れ、物の流れに果たす役割は非常に大きく、経済の動脈として非常に重要な施設である。

瀬戸大橋が武力攻撃事態等により寸断された場合には、本州各地からの物資供給や応援派遣に著しく影響が発生し、広域的な避難も困難になることが予想される。このため、広域連携体制を講じる上では、県内及び四国の交通網の状況を考慮するとともに、瀬戸大橋寸断時等における航路等による連携体制を検討する必要がある。

(11) サンポート高松等

サンポート高松は、旧国鉄用地と埋立地等を中心とした約42haの広大な面積を有しており、海陸交通のターミナル機能、高度な都市機能、業務機能、コンベンション機能の強化を図るため、整備された地区である。

地区の東側には高松港、高松港レストハウス、旅客ターミナルビル等の港湾関連施設があり、南側にはJR高松駅、バスターミナル、JRホテルクレメント高松等の施設がある。また、駅北側には、多目的広場を中心に、シンボルタワー、国の高松地方合同庁舎があり、西側には高層マンション群が立地している。

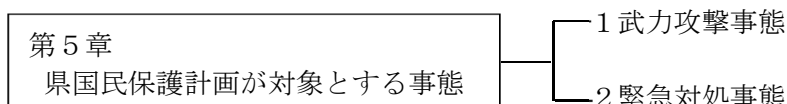
また、この地区は、周辺の交通拠点となっており、鉄道ではJR高松駅から、徳島県、愛媛県、高知県、岡山県及び東京都へ至る列車が運転されている。港湾では高松港から、阪神方面、岡山・宇野港(休止中)、島嶼部(小豆島、直島、女木島、男木島、大島、豊島)へ向け定期船が運航されている。

これら施設や建物が、武力攻撃事態等において破壊された場合には、多数の人的被害をもたらし、情報拠点、離島等との拠点となる機能を持ち合わせる施設を失うため、これらの施設に対しては、十分に警戒する必要がある。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

計画の体系



1 武力攻撃事態

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定する。ここでは、基本指針に示されたそれぞれの類型の特徴、留意点を示す。

	特 徴	留 意 点
着 上 陸 侵 攻	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことが想定される ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい ・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域が攻撃目標となりやすい ・石油コンビナートなど攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害が発生する 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能、先行避難・広域避難が必要 ・瀬戸内の香川県の場合、いきなりの着上陸の可能性は低いと考えられ、事前準備が可能 ・可能なら武力攻撃予測事態において避難 ・広域避難に伴う混乱発生の防止に努める ・速やかな避難のための輸送力確保が必要
ゲ リ ラ や 特 殊 部 隊 に よ る 攻 撃	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に予測できず突発的に被害が発生することも考えられる ・被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害等大きな被害の発生も想定される（石油コンビナート等の被害） ・汚い爆弾（ダーティボム）が使用される場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部長は、要避難地域の住民を速やかに避難させる ・武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全措置を講じつつ適切に避難させる等の対応が必要 ・知事による緊急通報の発令、市町長又は知事による退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要

	特 徴	留 意 点
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、かつ、極めて短時間での着弾が予想される ・弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な情報伝達体制と適切な対応による被害の局限化が重要 ・当初は屋内避難を指示し、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を実施 ・屋内避難の場合には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難 ・事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難 ・都市部や、ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定 ・繰り返し行われることも考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃目標を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある ・生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置に留意 ・屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難

特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）については、基本指針に示された留意点を以下に示す。

	留 意 点
NBC攻撃共通の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣は、関係大臣等を指揮し、迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずる ・消防機関、県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民の誘導を行う ・知事は、建物への立入制限、交通の制限、給水制限要請等の措置を講ずる ・避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えさせる

	特 徴	留 意 点
核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> 被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される 	<ul style="list-style-type: none"> 風下を避けて極力風向きと垂直方向に避難し、手袋、帽子、雨合羽等により放射性降下物による外部被ばくを抑制 汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める 熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、堅牢な建物、地下施設等に避難し、状況に応じて、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切に実施
生物兵器	<ul style="list-style-type: none"> 人に知られることなく散布することが可能で、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 二次感染の拡大防止が課題 外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行う
化学兵器	<ul style="list-style-type: none"> 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なり、被害の範囲も一様ではない 	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難する 原因物質の検知及び特定、汚染地域の範囲の特定及び除染、被災者の救助等、汚染の拡大の防止のための措置を迅速に実施 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く

2 緊急処理事態

県国民保護計画においては、以下の(1)のとおり緊急処理事態を定義するとともに、緊急処理事態として以下の(2)及び(3)に掲げる事態例を対象として想定する。

(1) 緊急処理事態の定義

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要な事態

(2) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる
ダム破壊	・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大なものとなる

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破	・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる

(3) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要	
・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	放射性物質	・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である
・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布		生物剤(毒素を含む)による攻撃
・水源地に対する毒素等の混入	化学剤による攻撃	・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
<ul style="list-style-type: none">・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ・ 弾道ミサイル等の飛来	<ul style="list-style-type: none">・ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想・ 爆発、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる